

長与町農業委員会議事録

令和7年8月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会

令和7年8月農業委員会総会

1. 日時 令和7年8月25日（月） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（1名） 9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	7番 谷口 勝久

6. 農地利用最適化推進委員 欠席（2名） 6番 吉川 直行 8番 尾崎 勝文

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第1号報告 農地転用専決処分について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員11人中10人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。

本日の欠席者は、9番 山口 和幸委員、吉川 直行推進委員と尾崎 勝文推進委員です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年8月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。11番 山口 多美子 委員、12番 山中 庄八郎委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が1件。

報告事項は 農地転用専決処分の報告が5件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。現況写真を掲載しています。

整理番号 10

申請地 長与町本川内郷（地番）

地目 畑

面積 368 m²

農地区分は、農用地区域外です。

申請者は、

譲渡人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、譲受人の自宅裏手にあり、譲渡人は耕作が困難であるため、譲受人に無償で贈与します。作物は、野菜や柿を予定しています。

耕作地は、17,039 m²、労働力は1人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の上側に（施設名）がございます。（施設名）の南南東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。池田 洋祐 推進委員

推進委員
1番

8月18日午前9時30分から、水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局2名、行政書士と私が現地確認を行いました。先ほど事務局より報告がありましたとおり、譲受人自宅すぐ裏の畑で、耕作に関しては問題ありませんし、以前はミカンを植えていましたが今は伐採して、新たに野菜と柿を植えるとのことです。譲受人は、大変働き者でありますので、まだしばらくの間は十分農作業も可能であると思っております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。8番 池田 八千代 農業委員

8番

池田推進委員が説明したとおり現地確認を行いました。写真のとおり緩い傾斜がありまして、譲渡人が体調を悪くして農業が出来なくなつてからは、その奥様が代わりにミカンの栽培を行っていましたが、近年の大雨で山側から大量の水の流れ込みがあり、譲受人の土地にも迷惑をかけていたため、周辺の方々にも相談をしていましたが、結果、譲受人に贈与することとなりました。今後は譲受人が土地を改良しながら柿や野菜を栽培していくと思いますので、今のところ問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、許可することに決定いたします。
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」についての審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。第2号議案の3ページをお開きください。

整理番号 13

農地中間管理機構を通じて利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町吉無田郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田

面積 1,191 m²

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は、水稻です。

期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間です。

かなり前から継続して、この両者間で賃貸借権が設定されておりまして、正確な更新回数が把握できておりませんが、今回、農用地利用集積計画に基づく農地の貸借から、中間管理事業による貸借への切り替えになります。

年間の借賃は ○○円 で、10aあたりは ○○円となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の左側に (施設名) がございます。(施設名) の東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

8月18日午前10時から、水谷会長、崎山職務代理、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。(賃貸人)の田を(賃借人)が相対で借りていたものを中間管理に切り替えるとのことです。管理もしっかりとされていて、何の問題もないと思います。以上です

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。

これから、報告事項にうつります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

1件目から5件目すべて、高田南土地区画整理事業にかかる転用の届出になりますのでまとめて報告いたします。

資料につきまして、No.2をご覧ください。街区案内図となりますが、1件目が（街区名）、2件目から5件目までが（街区名）に関する報告になります。

それでは、1件目です。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2の2枚目をご覧ください。現況写真と仮換地指定図です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（会社名） 東京都世田谷区（地番）

譲渡人は、（氏名） 長崎市（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番） 面積 85 m² 以下2筆。2筆合計 108 m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、（街区番号）、面積 103 m²です。

3. 申請日 令和7年7月30日

4. 専決処分の日 令和7年8月 8日

続きまして2件目です次のページをお開きください。資料につきましてはNo.3をご覧ください。現況写真と仮換地指定図です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、（氏名） 長与町まなび野3丁目（地番）

譲渡人は、（会社名） 福岡市博多区（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番） 面積 228 m² 以下2筆。2筆合計 314 m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、

(街区番号)、面積 108 m² 以下2区画。2区画合計 149 m²です

3. 申 請 日 令和7年8月18日

4. 専決処分の日 令和7年8月20日

続いて次のページをお開きください。3件目です資料につきましてはNo.4をご覧ください。計画図と現況写真です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 長崎市（地番）・(氏名) 長崎市（地番）

譲渡人は、(会社名) 福岡市博多区（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は2筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番） 面積 287 m² 以下2筆。2筆合計 317 m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、

(街区番号)、面積 135 m² 以下2区画。2区画合計 149 m²です

3. 申 請 日 令和7年8月18日

4. 専決処分の日 令和7年8月20日

続きまして4件目です次のページをお開きください。資料につきましてはNo.5をご覧ください。現況写真と仮換地指定図です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名)・(氏名) 長与町高田郷（地番）

譲渡人は、(会社名) 福岡市博多区（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番） 面積 79 m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 37 m²です

3. 申 請 日 令和7年8月18日

4. 専決処分の日 令和7年8月20日

続きまして5件目です。次のページをお開きください。資料につきましてはNo.6をご覧ください。現況写真と仮換地指定図です。売買による所有権移転となります。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名) 長与町まなび野3丁目（地番）

(氏名) 長崎市（地番）

(氏名) 長崎市（地番）

譲渡人は、(会社名) 福岡市博多区 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は田です。

高田郷 (地番) 面積 277 m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積 129 m²です
こちらは、(譲受人) が共有して所有し、道路として使用します。

3. 申 請 日 令和7年8月18日

4. 専決処分の日 令和7年8月 20日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年8月25日

長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。これから、行事報告にうつります。事務局から説明をお願いします。

(令和7年8月行事報告)

最後に、9月の日程について事務局からお願いします。

事務局

9月の日程ですが、総会を25日(木)の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。